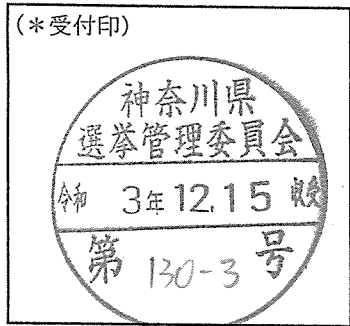


会計	繰越	検算	転記		
①	④	④	✓		

(その1)

# 収 支 報 告 書

令和 15 年分



1 政治団体の名称 (ふりがな) ( せい に けい ぎん どう し かい )  
大日本建國同志会

2 主たる事務所の所在地 神奈川県平塚市磯間町 2-26-808

3 代表者の氏名 持田 芳久

4 会計責任者の氏名 佐々木 英樹

事務担当者の氏名 持田 芳久

連絡先 (電話番号) 090 - 3132 - 7240

※該当箇所に☑してください。

政治団体の区分

政党の支部  
 その他の政治団体(後援会等)  
 その他の政治団体の支部  
 政治資金規正法第18条の2第1項の規定による政治団体

活動区域の区分

全国(2都道府県以上)  神奈川県内

資金管理団体の指定の有無

有  
 無

※以下 指定「有」の場合のみ記載  
 公職の種類

\_\_\_\_\_

( 現職 ・ 候補者等 )

資金管理団体の届出  
 をした者の氏名

\_\_\_\_\_

国会議員関係政治団体の区分

政治資金規正法第19条の7  
 第1項第1号に係る  
 国会議員関係政治団体  
 政治資金規正法第19条の7  
 第1項第2号に係る  
 国会議員関係政治団体  
 公職の候補者の氏名

\_\_\_\_\_

公職の種類

\_\_\_\_\_

( 現職 ・ 候補者等 )

\*この部分は何も記載しないでください。

	受理台帳番号	団体コード	受付者	区分	処理
*	政党 全国 その他	540	沼	N G K	

(※)資金管理団体の指定の期間

令和 年 月 日から  
 令和 年 月 日まで

(※)国会議員関係政治団体に関する特例の適用期間

令和 年 月 日から  
 令和 年 月 日まで

※報告対象年の途中で資金管理団体の指定・取消をした場合のみ記載。

※報告対象年の途中で国会議員関係政治団体の指定・取消をした場合のみ記載。

# 収 支 の 状 況

(その2)

## 1 収支の総括表

		十億	百万	千	円
ア 収入総額 (ア)+(イ)	01			100	000
(ア) 前年からの繰越額	02				0
(イ) 本年の収入額	03			100	000
イ 支出総額	04			100	000
ウ 翌年への繰越額 (ア-イ)	05				0

## 2 収入項目別金額の内訳

### (1) 個人の負担する党費又は会費

		十億	百万	千	円
金額	06				
員数 (党費又は会費を納入した人の数)	07				人

### (2) 寄附

ア 寄附(イを除く。)の区分		金 額				備 考
		十億	百万	千	円	
(ア) 個人からの寄附	08			100	000	
(うち特定寄附)	09					
(イ) 法人その他の団体からの寄附	10					
(ウ) 政治団体からの寄附	11					
小計 (ア) + (イ) + (ウ)	12			100	000	
(寄附のうち寄附のあつせんによるもの)	13					
イ 政党匿名寄附	14					
合計 (ア + イ)	15			100	000	

(7) 寄附の内訳				寄附者の区分 (右のいずれかを○で囲む)		<input checked="" type="radio"/> 個人 <input type="radio"/> 法人その他の団体・政治団体		
寄附者の氏名(団体にあつては、その名称)	金 額				年 月 日	住所(団体にあつては、主たる事務所の所在地)	職業(団体にあつては、代表者の氏名)	備 考
	十億	百万	千	円				
01					・	・		
02					・	・		
03					・	・		
04					・	・		
05					・	・		
06					・	・		
07					・	・		
08					・	・		
09					・	・		
10					・	・		
11					・	・		
12					・	・		
このページの小計								
その他の寄附						1000000		
合 計						1000000		

注1 寄附者の区分は、「個人・法人その他の団体・政治団体」のいずれかを○で囲み、それぞれ別の用紙を使用してください。

注2 同一者からの年間5万円を超える寄附は個別に記載し、5万円以下の寄附は一括して記載してください。

注3 この用紙が2枚以上にわたる場合、「その他の寄附」欄及び「合計」欄は、最終ページにのみ記載してください。

3 支出項目別金額の内訳

(1) 支出の総括表

項 目				金 額				備 考			
								うち本部又は支部に対して 供与した交付金に係る支出			
				十億	百万	千	円	十億	百万	千	円
ア 経 常 経 費	1 人 件 費	01									
	2 光 熱 水 費	02									
	3 備 品 ・ 消 耗 品 費	03			5	0	0	0			
	4 事 務 所 費	04			5	0	0	0			
	小 計 (1+2+3+4)	05			1	0	0	0			
イ 政 治 活 動 費	5 組 織 活 動 費	06									
	6 選 挙 関 係 費	07									
	7 機 関 紙 誌 の 発 行 その他の事業費の計 ((1)+(2)+(3)+(4))	08									
	(1) 機 関 紙 誌 の 発 行 事 業 費	09									
	(2) 宣 伝 事 業 費	10									
	(3) 政 治 資 金 パ ー テ ィ ー 開 催 事 業 費	11									
	(4) そ の 他 の 事 業 費	12									
	8 調 査 研 究 費	13									
	9 寄 附 ・ 交 付 金	14									
	10 そ の 他 の 経 費	15									
	小 計 (5+6+7+8+9+10)	16									
	合 計 (ア + イ)	17			1	0	0	0			

注 本部又は支部に対して供与した交付金に係る支出がある場合は、(その16)の内訳が必要です。

# 資 産 等 の 状 況

(その17)

## 1 資産等の総括表

資産等の有無					
資産等の項目別区分		有	無	備考	*
01	ア 土 地	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>		
02	イ 建 物	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>		
03	ウ 建物の所有を目的とする地上権又は土地の賃借権	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>		
04	エ 取得の価額が100万円を超える動産	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>		
05	オ 預金(普通預金及び当座預金を除く。)又は貯金(普通貯金を除く。)	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>		
06	カ 金 銭 信 託	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>		
07	キ 有 価 証 券	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>		
08	ク 出資による権利	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>		
09	ケ 貸付先ごとの残高が100万円を超える貸付金	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>		
10	コ 支払われた金額が100万円を超える敷金	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>		
11	サ 取得の価額が100万円を超える施設の利用に関する権利	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>		
12	シ 借入先ごとの残高が100万円を超える借入金	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>		

注1 各項目の資産の有無について、「□」内をチェックしてください。

2 「有」をチェックした場合は、(その18)の該当する項目別区分に記載してください。

# 宣 誓 書

添付書類（別添のとおり）

- 1 領収書等の写し
- 2 政治資金監査報告書（国会議員関係政治団体に限る。）

この報告書は、政治資金規正法に従って作成したものであって、真実に相違ありません。

令和3年 12月 15日

政治団体の名称 大日本建國同志会

会計責任者の氏名 佐々木 英樹

(氏名を記名押印するか、又は会計責任者本人が署名してください。)



〈解散の場合のみ〉

代表者の氏名 \_\_\_\_\_

(氏名を記名押印するか、又は代表者本人が署名してください。)

